

次 第	時 間	担 当	内 容
※委嘱状交付	13:45	進行	<p>それでは時間となりましたのではじめさせていただきます。            新委員の皆様の机上に、委嘱状をお上げしております。            1年間どうぞ宜しくお願いいたします。            また、委員の紹介につきましては資料2ページの一覧にて替えさせていただきます。</p> <p>進行</p> <p>只今より令和元年度 第1回就学支援審議会を開会いたします。            開会に当たりまして、宮城県教育委員会教育次長 松本 文弘より御挨拶を申し上げます。</p> <p>松本次長</p> <p>皆さん、こんにちは。本日は、ご多用中にもかかわらず、就学支援審議会にご出席を賜り、誠に有り難うございます。            皆様には、日頃から、本県の特別支援教育の充実・発展に御理解と御協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。            本審議会の設置目的は、「障害のある学齢児童等の就学に係る教育支援に関する重要事項の調査審議」となっておりますが、具体的には、「就学先決定に関する助言」と「就学後の学校生活や支援体制に関する助言」をしていただくことになっております。            平成25年の法改正以降、市町村教育委員会と学校とが本人及び保護者の意見を最大限に尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則としながら、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定するという流れが定着しております。            しかしながら、特別支援学校への就学が決まった後に、児童生徒の障害の状態や本人の希望と就学先の学校とのマッチングがよくなく、不適應の状態となるというケースも散見されております。            是非、障害のあるすべての児童生徒が、適切な支援のもと、その特性に合った就学先を見つけ、充実した学校生活を送り、その後の社会参加を的確に決定していく体制を作ることが大切であり、県としましても、今後の適正な就学支援に一層努めてまいりたいと考えております。            そのためにも、委員の皆様には、専門的な見地から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。</p> <p>進行</p> <p>ここで、教育次長は他の公務がございますので議事に入る前に退席させていただきます。</p> <p>※次長退席</p>

進行	<p>本日の会議の成立について申し上げます。</p> <p>お手元の資料1ページ就学支援審議会条例第5条第2項の規定により委員の半数以上の出席で会議が成立することになっております。本日天江委員と早川委員が所用にて欠席しておりますが、御出席の委員は18名でございますので、会議が成立していることを御報告いたします。</p> <p>続きまして、「会議の公開」について、事務局から説明申し上げます。</p> <p>本日の審議会の公開・非公開について事務局からご説明を致します。</p>
事務局	<p>本日の審議会の公開・非公開について事務局から説明をいたします。</p> <p>「宮城県情報公開条例」第19条により、審議会は原則公開と定められております。ただし、「非開示情報が含まれる審議等」や「会議を公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合で、会議構成員の3分の2以上の多数で決定した時は、非公開の会議を開くことができる。」ことになっております。</p> <p>本日の審議会の内容には、ただいま申し上げました非公開の要件に当てはまるものがないことから、公開が適当と考えております。なお、次の審議会については、改めて審議内容に応じて公開・非公開についてお諮りしたいと思います。</p> <p>以上、御審議をお願いいたします</p>
進行	<p>ただいま、事務局から説明いたしました。</p> <p>本日の審議会は公開ということよろしいでしょうか。</p> <p>(賛同)</p>
進行	<p>賛成をいただきましたので、本日の会議を公開といたします</p>
進行	<p>それでは、議事に移らせていただきます。就学支援審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長となることから、以後の議事進行を川住会長をお願いいたします。</p>
川住会長	<p>本日の議事は「就学先決定にかかる現状と課題について」になります。</p> <p>始めに、事務局から資料の説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>お手元の資料をお開き下さい。1ページ目に就学支援審議会条例を付けております。また委員名簿は2ページにある出席者名簿の通りですが、今年度は、人事異動等の関係で2名の委員の方の入替がありました。</p> <p>また、3ページに専門委員の名簿を参考までに配付しております。</p> <p>4ページには本日の座席表を載せてありますので、後ほど御確認願います。</p> <p>続きまして、就学先決定にかかる現状から御説明します。</p> <p>5ページには今年度の就学先決定についての手続きの流れについて、</p>

示したものになります。日程等についても記載しております。  
6ページをご覧ください。学校教育法施行令第22条の3について表にしてあります。  
視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5つの区分についての特別支援学校の対象となる障害の程度を載せております。それから、下の図をご覧ください。平成26年度の就学から、図のような流れで就学支援を行っております。  
学齢簿を管理している市町村教育委員会では、小・中学校段階の就学先の判断について、様々な角度から総合的に判断をすることになっていきます。  
特に、可能な限り本人及び保護者の意向を尊重し、教育的ニーズと必要な支援についてお互いに合意形成を行うことを原則とし、市町村が最終決定をすることになっております。  
また、「就学先決定後も柔軟に就学先を見直していく」ということで、学びの場を必要に応じ変更できるという安心感をもって就学できるように進めています。  
ここで判断を行う時に大切になってくるのが学校教育法施行令第22条の3に該当しているか、非該当なのか、ということになります。学校教育法施行令第22条の3に該当するお子さんについては、特別支援学校を含めた学びの場を判断するということになります。  
この際、なかなか合意形成がなされず就学先決定について困難となっているケースについて市町村教育委員会から県の教育委員会に指導助言を求められた場合には、県教育委員会として本就学支援審議会に諮問し、当該ケースの就学について調査審議をお願いすることとなっております。その結果を踏まえて県教育委員会から、市町村の教育委員会へ助言を行うことというふうになっております。  
昨年度は各市町村から困難なケースについての申し出が県教委の方に1件ありました。また、特別支援学校の方から主障害の読みかえに関するケースもあり、合計で2件のケースについて御審議いただいております。  
7ページには、今年度の就学事務の年間予定を載せてあります。  
まず、9月17日までに各市町村教育委員会から提出された仮通知が県教育委員会に届いた後、専門委員会でその内容の妥当性を確認します。  
また、市町村教育委員会で合意形成が困難なケースなどについては第2回の10月17日(木)の審議会を開催し、審議を行うことにしております。その後、本通知に基づいて入学通知の確認を行います。それから今年度も医療的ケア対象のお子さんについては12月20日(金)に、それ以外のお子さんには12月25日(月)と年内中に入学通知を発送する予定にしております。各市町村教育委員会の御協力をいただいて早めの通知を行い、このことで特別支援学校とお子さん、保護者の方が安全・安心な就学に向けて十分に話し合う時間を確保し、特別支援学校側も十分な受け入れ体制を整えて行きたいということで、このように

		<p>お願いをしているところです。</p> <p>また、こうした現状を踏まえて、県の教育委員会として大きく4つの取組をさせていただいております。</p> <p>8ページをご覧くださいと思います。1つめの取組といたしまして、市町村の教育委員会に対して(1)の就学事務説明会及び研修会を開催します。本年度はすでに5月13日(月)に開催し、担当から事務説明を行わせていただきました。また、研修会では文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 佐々木 邦彦 特別支援教育企画官をお呼びして「特別支援教育を取り巻く国の動向及び就学及び就学相談について」ご講演をいただいたところです。今年度は、「総合的な判断」や「保護者との合意形成」について詳しく説明を加えながら、円滑な就学支援に向けて心がけてほしいことなどを具体的に伝えるように努めました。</p> <p>2つ目の取組といたしましては、(2)の就学相談活動を今年度も実施するという事です。期間は8月9日(水)から8月23日(水)までの間で、県内の5地域で開催いたします。</p> <p>県の就学相談活動の実施件数の表を10ページに掲載させていただいておりますが、昨年度は仙台合同庁舎で2件の相談と、大河原合同庁舎で1件の合計3件の相談がございました。</p> <p>相談担当者との打合せについては、同じ5月13日(月)の午前中に実施しております。</p> <p>続きまして、3つ目は9ページになります。(3)の県教育委員会から市町村教育委員会への指導助言を行う際の御意見を頂く審議会の開催になります。市町村教育委員会から合意形成が図ることが難しいというケースについて、市町村から要請があった際は必要に応じ県教育委員会からこの就学支援審議会に意見を求め、頂いた御意見に基づき市町村教育委員会へ参考となる助言等を行っております。</p> <p>先ほど御説明申し上げましたように、昨年度は合計2ケースについて御意見をいただいたところです。</p> <p>4つ目としては、(4)就学支援のリーフレットを作成し、就学相談などへ活用させていただいております。今年度版を別紙資料として委員の皆様のお机にお上げしております。この就学相談を進めるにあたり、このリーフレットを活用し、図などを使って説明できるということを各市町村の方からお声をいただいております。昨年度は、就学相談が始る頃に配付ということで7月あたりでしたが、今年度はやはり手元にあってすぐ使えるようにしたいということで、5月の事務説明会の後すぐ使えるようにこの日に、市町村教育委員会を通じて公立私立を問わず、各幼稚園および保育所や認定こども園等への配付をお願いして活用させていただいたところです。まずは、現状の部分についての御審議を宜しくお願い致します。</p>
	川住会長	<p>ありがとうございました。それでは9ページの(4)まで説明していただいたこととなります。「現状」という説明でしたが、委員の皆さん何か御意見、御質問があればお願い致します。ただいまの事務局の説明につい</p>

<p>鳩原委員</p> <p>川住会長</p>	<p>て何か御意見はありませんか。</p> <p>今、説明があったところですが、まず10ページの資料の1に就学相談活動の実施件数ということで、年々減っています。昨年度も話が出ていたかと思いますが、総合的判断がなされて合意形成が計られた結果というふうに読みとれるのかなと思うところです。下の(3)の就学の状況をみますと、例えば就学支援委員会の判断として特別支援学校相当と判断をされた244名の内、44名が特別支援学級の方に最終的には就学をしている。同じく特別支援学級2136人の内1988人が支援学級ですが、通常の学級で143人が入って来る。この相談活動の実施件数は減っているけれども、必ずしも市教委の総合的判断と合意形成の難しさというところと、表向きは出てこないけれども、各市町村の教育委員会の中で御苦労されている部分があるのではないかと思います。本人の障害等の状況あるいは学習環境というあたりでの合意形成の難しさがあるのかなというふうに読み取れなくもない。そうしますと、そのあたりをこの就学支援審議会の中で助言等をしていくという役割があるかと思えます。今までは合意形成の難しいケースへの助言のみでした。昨年度までにも話が出ていたかと思いますが、積極的に市町村教育委員会への助言を就学事務説明会なども早々にやっていただいているところだと思えます。しかし、例えば各市町村教育委員会で就学先判断の元にする「就学支援の手引き」が作られています、大分その中身がそれぞれの障害に応じた就学支援教育の中身についての委員会として参考になっているかどうか、活用されているのかどうか、あるいは実態と合っているのかどうかは十分ではないのではないかと思います。そういう部分を踏まえながら是非、市教委・市町村の教育委員会の方へのサポートというところをこの審議会の中でも出来ないかなあと今のお話を伺いながら考えていたところです。それぞれの特別支援学校は特別支援学校なりに、また、通常の学校の中の特別支援学級は特別支援学級として精一杯指導にあたっているということになるかと思えますが、改めて22条の(3)だけではなくて適切なその教育の中身、障害等に応じた教育ということを市町村教育委員会の方でしっかりと捉えていただけないかなあというところが一つでございます。</p> <p>あともう一つは、これも前にもお話したかと思いますが、就学先の決定の時だけではなくて、そのお子さんの就学決定後も柔軟にその教育の場を変えるという事になるとすれば、それぞれの通常学級であったり、特別支援学級であったりというところをきちんと整備をしていくということも大きな課題になっていく、そのあたりへのサポートも必要なのではないかなと御説明を伺って感じたところでございます。以上でございます。</p> <p>まず「就学の状況について」10ページの(3)の就学支援委員会</p>
-------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>の判断のお話がありました「実際の就学先の数との違い」について例えばその5月13日の説明会で何か意見が出てなかったのかどうかについて後で説明してもらえればと思いますし、「教育支援の手引き」の活用にあたって何かご意見が市町村から出てこなかったのか、もう一つはその就学先が決定した後の変更について何かもう少し整理したものがあるかどうかということは今、鳩原先生から3点ぐらい質問も含めて御意見があったと思いますけども、いかがでしょうか。事務局どうですか。</p>
事務局	<p>5月の事務説明会の折には、先程、御質問・御指摘のあった点について、特に市町村教委の方から意見・質問等はございませんでした。先程、鳩原委員の方から話がありました10ページ(3)のところの障害状況については、県の方としても「こういう状況はあるんだな」というところは把握しておりますけども、内容の分析まで実のところ未だ深めておりません。そのため、例えば特別支援学校244人のお子さんが市町村の就学支援審議委員会の中で判断された内200人が入ってきて44人が支援学級となったこの経緯、例えば更に合意形成を深めていったところでこうなったのか、それとも何かの理由で最終的に合意形成が図られずに物別れになったのか、というところまでは把握しておりませんでしたので今後把握していく必要があると考えているところでございます。</p>
川住会長	<p>「教育支援の手引き」活用についてはどうですか。</p>
事務局	<p>「教育支援の手引き」の活用につきましては、具体的にこれをこう変えて欲しいとか、こういうところが分からないという御意見は直接いただきはしてはいないんですけども、話の中でやはり伝えづらいところがあるとか、読み取りが難しいというような話も聞こえてはきております。「手引き」を作成してからすでに5年が経過しておりまして、途中、部分改訂がございましたけども、中身について更に精査していく必要があるかなというふうに考えているところでございます。その点につきましては後ほどまた話をさせていただければというふうに思っております。</p> <p>それから、学びの場の変更の件でございますけれども、審議会の方では先程話したように主障害の変更についての審議があっただけですので、例えば特別支援学校の方から市町村の方にもう一度というようなお話について審議会を通してあがってくるという話は昨年度伺っていないという状況です。</p>
川住会長	<p>分かりました、有り難うございました。それではその他の御意見、もう一度、先生お願いします。</p>
野口委員	<p>確認をさせて頂きたいということなんですけど、ただいまの(3)のこの表の見方といいますか、一番右の方に「うち通級指導あり」という項目がありますが、この「うち」というのはどういう意味なのかということがこの</p>

	<p>表だと実はわかりにくくてですね、多分、特別支援学級の2136人全て足して右側の支援学級・通常の学級・通級指導ありのところそれぞれいる人数全てを足すと2136になるということからすると、おそらく右の通級指導ありというところに関しては、もうひとつ左の通常の学級のところと一続きの枠にした上で、2段にして下段に例えば通級指導ありというものを入れ込まないと、この「うち」という意味が出てこないのではないかなという気がします。そのような形に先ず表を変えた方がいいのではないのかということが先ず一点です。そういう理解で多分よろしいかというふうに思いますが。あともう一つは、一番下の方の通級による指導のここは2段になっております。上段が656・下が764ということで、下段についてはLD等通級うんぬんという説明が書いてございますが、この上の数値と下の数値がそれぞれ何を意味しているのかが実はちょっとこの表からはわからないということがございますので、あの御説明いただければというふうに思います。宜しくお願いします。</p>
川住会長	はい、それでは説明していただきます。
事務局	通級による指導の表記の件については、先程お話しいただいた通り、通常の学級の中にいて更に通級指導を受けているということで、そちらの方は表記を直したいと思います。それから、通級による指導が2段になっていますということだったので、上の段の方は市町村教育委員会の方で教育支援委員会等で審議をしたりあるいは把握をしたりということで、市町村教育委員会が関わっているもの、下の764※となっているのは、校内の支援委員会の方で判断をして実施をすとかしないとかということを決めて、実際には市町村の方に報告をしているわけではないという人達の数になります。上と下についてはそのような違いがございます。以上です。
川住会長	学校でやっていることがこういうふうに数字に出てくるのは、何か報告されているということですか。
事務局	はい、この調査の方は市町村教育委員会を通して学校の方に照会をかけているので、学校の方で上げ、市の方では上げてもらっているかもらっていないかわかるので、そのように回答するようにお願いしました。
野口委員	つまり、656名の他に校内の判断で714名が通級でよろしいということになっているということですか。
事務局	はい、その子供たちが通級指導を受けた方が良いだろうということで、校内で話が出ている。ただ、見ていただいてわかる通り実際には全部通級指導を受けている訳ではなく、学校で体勢がとれるかとれていないかという事情もあって、通級指導を受けられないで通常の学級にいるお子さんもいらっしゃるというふうになります。

川住会長	よろしいでしょうか。
野口委員	はい。
川住会長	他に、大西先生お願い致します。
大西委員	はい、大西でございます。今の事に関していうと、いわゆるこれサービスの通級ということで、もしこの学校判断でという子どもが100人・200人・300人増えた時、先生は校内でやりくりしてっていうことでよろしいんですか。
事務局	通級の加配については、義務教育課の方で定数をもっていますので、通級加配が必要でということ申請書を上げていただき、予算内で入れる分については確実に優先順位を付けさせていただいて、例えば沢山利用者がいるとか学校体制的に難しいとかというところを資料を元に調査させていただいて、その上で不足の学校、必要な学校に加配として入れていただくというふうにはなっています。ただ人数に限りがあるので、学校の中で例えば教頭先生だったり教務の先生だったりやっていると学校も実際にはありますので、加配で全部まかなえていくという訳ではないというのが今の現状です。
川住会長	その他、いかがでしょうか。現状の説明について。それでは、今日の議題で説明していただいて、そこでもしかしたらまた質問とかがあるかも知れませんが、「5 就学先決定に係る現状と課題」ということについて御説明いただいた方がいいでしょうかね。
事務局	はい、それでは後半でお話ししようという中身についても今色々話をいただきましたので、事務局の方から「就学先決定に係る現状についてと課題について」説明をさせていただきたいと思います。9ページをご覧ください。平成28年度から昨年度30年度までの本審議会で審議委員会の皆様から御意見としていただいたものについてまとめさせていただきました。 学校教育法試行令第22条の3に該当していない児童生徒が、市町村の教育委員会の判断で特別支援学校に就学しているのではないかと、この意見は、実は3か年にわたって話題として出されております。特に、資料11ページの(4)のところに、今年度の特別支援学校への障害種別の新就学者・転入学者について掲載しておりますけれども、今年度190名の児童生徒が特別支援学校の方へ入学しております。実はこの数は、その前の年と比べて約44名増加していることとなります。その中でも、知的障害の特別支援学校へ新就学した児童については、その前年度比で24名、それから小中学校から転入学してきたお子さんについては、実は36名増加をしているという状態になっております。先程話題になりましたけれども、(3)の平成31年度の就学の状況というと

ところで、特別支援学校が適当だという判断を受けていても、市町村の小中学校の特別支援学級に就学するというケースが五分の一程度あるという状況です。ただ11ページの(6)と比べると、就学先として特別支援学校に入ってくる子供たちが増えているというインクルーシブ教育が広がっているけれども、特別支援学校に就学する人達が学齢期の子ども達の数が減っているにも関わらずやはりこうした点があるのかなというふうに考えております。

先程説明させていただいた6ページに、特別支援学校の対象となる障害の程度の一覧がありますけれども、この「知的障害者」の程度のところ「一」と「二」と二つ記載があります。特に、この「二」の「知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの」というところが市町村教育委員会の方ではこの判断がやはり難しいという御意見はいただいております。そのことから、平成25年以前まで県の方で特別支援学校に就学するお子さんの審議をしていたその時のノウハウや機能について市町村の就学先決定に生かせるような工夫をしていかなければならないのではないかと考えております。また、最近では福祉、それから医療との連携ということもやはり大事だということがあります。ただ、十分に行われているかという、そうではないということも声として伺っておりますので、その点も考えていきたいと思っております。

資料10ページに戻りまして、県の就学相談活動の実施件数自体は先程話したように減っていますが、その理由は市町村の方で困難なケースについて解決できるようになったからではないか、と考えている一方で先程、鳩原委員さんからお話いただいたように総合教育センターの方への相談件数は決して減っている訳ではないという状態があります。また、教育支援委員会が予定されている時期を過ぎてから就学先を決定する審議が行われている市町村が今年度調査をしたところ、昨年度より増えているということが分かりました。やはり、保護者の意向だったり、本人の実態把握等が間に合わなかったりして、結果的に就学先を決めるまでに時間を要しているという実態があるのではないかと考えております。こうした経緯から事務局としましては、市町村教育委員会を県でサポートできるしくみが必要なのではないかと考えておりますし、指導助言が効果的にできる方策について考えていかなければならないと感じております。これまでの経緯を含めて、本日は委員の方々からいろいろな助言・御意見をいただければと思っております。特に「総合的判断」「合意形成」については毎年調査を行って、毎年ここで苦労をしているという声が市町村教育委員会から出ているのも現状です。

実際に、就学先として保護者及び本人が希望している特別支援学校の見学や教育相談を受けない状態で、市町村の教育支援委員会に諮られているといったケースや、入学通知を受け取った後で、特別支援学校ではない学校へ就学したいとなったケースも実際ありました。今年度こうしたことを防いでいくということが必要と思ひ、一つの方策として仮通知の段階で特別支援学校へ就学する希望がある児童生徒について

		<p>は、特別支援学校の学校見学や教育相談をしているか、もしくはする予定があるのかといったところを把握出来るようにしたいと思っていますし、本通知を出す時には特別支援学校に相談や見学が行われているかどうかというところを確認出来るようにしたいと思い、参考資料として記入をお願いするというのを5月の事務説明会でお話しさせていただきました。先程、話に出ていましたけれども、「教育支援の手引き」に基づいて市町村の教育委員会の方は就学支援が行われているものの、通知と一緒に提出していただいている「教育相談票」の中身については、例えば「総合的な判断の根拠」はこうですか、「合意形成はどういうふうになってこうなった」といった、記載の部分については不十分かと思っております。補助資料も含めて、必要な資料というのはどういうものなのかということについても今後検討していかなければならないと思っています。</p> <p>それから、先程仮通知にその教育相談の有無とか詳しい資料を出してくださいということをお願いしたという話をさせていただきましたが、それはその後9月に行われる専門委員会で就学先決定に関わる情報が十分かどうかを調査出来るようにしたいということからです。このように、専門委員会や本審議会が市町村の教育委員会の就学先決定について必要な関わりをもちながら、明確な判断のサポートが出来るしくみを作っていかなければならないのではないかと考えています。「教育支援の手引き」については、内容や様式等について、「今使えるように」、「今市町村が使うのに困らないように」再編したいと考えております。特に困っていると声がある総合的な判断の部分については、より参考となるような記載が出来るような内容にしたいと考えております。この審議会では是非「こういうことが書いてあれば」とか「こういうものであればより良いのではないか」というところで、専門委員会や審議会の関わりも含めて御意見をいただくと私達も参考に出来ると思っておりますので、是非御意見をいただければと思います。どうぞ宜しくお願い致します。</p>
	川住会長	<p>確認ですが、就学先決定に係る現状と課題の(1)について、他も沢山御意見があったけども今の説明は特にその中の一番最初のその22条3に該当していない子供が来ているのではないかという御意見をふまえて説明されたというふうに考えて宜しいですか。</p>
	事務局	<p>そういう意見が毎年出ているという事はありますので、そういうふうにならないようにしていかなければいけないところがあるので、就学先決定の市町村へのサポートも含めて御意見をいただければと思っております。</p>
	川住会長	<p>市町村としては総合的な判断の根拠をどういうふうにもっていったらよいのかというような問題であるとか、合意形成がどういうふうにされているのかといった状況も、もっと把握しておきたいということですね。それから、仮通知のあり方についても検討が必要だと考えているというふう</p>

		に、ちょっと整理すればよろしいでしょうか。
事務局		仮通知を9月に市町村から一度いただいておりますが、11月に最終的に本通知ということで就学者の報告と資料提出していただいております。仮通知の段階では就学を予定しているお子さんなので、なかなか「いろんな書類を全部揃えて下さい」という形でのお願いをしていなかったところがあります。そのため、専門委員会をせっかく開くのですが、どのような情報があればこの子が特別支援学校に入って来るのかということをお助言をしたくても、書類の中に本人の情報が無い状態での提出のため「このぐらいの人が入ります」という数の把握だけという今の現状があります。大体市町村の審議会はその後に行われているのが多いので、「もう一回、これについて確認してください」という機能は出来ない状態でした。いろんな書類を揃えたり、本人や保護者がどのように思っているかといった情報をいただいたりし、それに基づいて専門委員会の方で調査をする。さらに「こういう資料はありますか」というお知らせに使いたいというところがあって、仮通知についても参考資料をお願いしたり、必要な書類について、出来るだけ揃えて出してくださいということを今年度はお願いしたということになります。
川住会長		仮通知というのは、「この町で、何名の子供が特別支援学校への就学者で、一人一人の就学先がこういうふう判断されている」ということが出てくるのか、「ある町での特別支援学校就学予定者の数」だけくるのか、仮通知の中身を教えてください。
事務局		それでは、仮通知の様式は、「教育支援の手引き」の方には入っていないのですが、本通知の様式とほぼ同じなので、参考のために準備しておりましたので、そちらをお渡ししたいと思います。  ※教育支援の手引きを配付する。  88ページには本通知の様式が載っていますけれども、こういうものを出していただいております。これには詳しいことは書けませんので、これに付随して教育支援票というのを作っていて、仮通知の時に一緒に出していただきたいというのですが、揃わないという状態に今はなっています。
副会長		就学事務の複雑な中身について、今、御説明いただいたんですが、やはり毎年議論として出てくる市町村教委の中での「力量の差」なんだと思うんですね。そのため、担当事務が代わると事務手続きが滞るってところもあって、やはり昔は県が主導してた時は、結構頻りに県から意見をどんどん言えたところがありました。それが市町村へ就学事務を委譲して、「何か問題があった時に、相談ください」という形に、この審議会がそもそも変わったので、より一つ一つの事例を、事務手続きの流れで

		<p>あつたり、障害の程度がどうかってことだったり分かるようにすべきと思います。例えば「視覚障害のこういう子だったら、これとこれとこれとこれが必要なんですよ」「知的障害のこういう子だったら、これとこれが必要なんですよ」、それに付随するものが加わったら、「これとこれが必要なんですよ」というような、一つ一つの事例集みたいなものを作って、5月の就学時説明会で、それぞれの市町村の事務に渡した方が、「これとこれとこれが無いと、3点セット・4点セットが揃わないと、仮通知を出しても戻されちゃうんだな」とか、「不十分だな」というふうなことに気づくことになるんだと思うんですね。それが今までは、この審議会でやっていたので、そこで先生方一人一人の専門的見知から「これ足りないよね、あれ足りないよね」って、専門委員会でも見落とした部分をやってた部分を、それをもうこの場ではやらなくなったので、そこを県教委が主導するためには、そういうあらかじめ「これとこれとこれが3点セットで必ず必要なんだよ」「これがなければ駄目なんだよ」「出なかった場合の理由は何なのか」、「未だもらってない」とか「下からの診断をもらってない」とかね、「児相からの相談結果が出てない」とか、「それなりの理由書を付けて、〇月〇日まで出します」というふうなものも含めて、この「4点セット・3点セットは必要なんだよ、この障害には」と、一つ一つ示さないとなかなか毎年毎年きつと同じような、懸念というか、事務局の煩雑さというか、同じような話題がここに上がってくるんじゃないかなと思います。</p>
川住会長	はい、ありがとうございました。御意見などありますでしょうか。野口先生、お願いします。	
野口委員		<p>今の田野崎先生の話にもちょっと重なるところがあるのかも知れないんですけども、ちょっと改めて素朴な質問というか、確認といいますか、市町村の教育支援委員会という組織が、そもそもどういうメンバーで成り立っていて、そこに対して例えば、県であつたり、その他、我々のような立場にある者等がそこに対して、例えばどのようなサポートが出来る体制になっているのか、というところですよ。要するに、教育支援委員会そのものに対するその組織に対してのサポート体制といいますか、そのマンパワーといいますか、あるいはその能力っていったらいいのかそのあたりのところを高めるための何かっていうところが、どのように行われているのかっていうのを改めて確認したいと思ったところですよ。といいますのは、田野崎先生がおっしゃられたように以前はまあ県の方で基本的には判断をするという形になっていたかと思えますけれど、それぞれが各市町村に委譲されたといいますか移ったということで、各市町村でいろいろ判断をしていくというようなことが必要になってきている合意形成ということも行っていくということが求められていると。これは大分昔の話になりますけれども、あまり大きな声では言えないのかも知れないんですけど、ある地域の、就学の支援委員会のところへ出席している方が「そもそもこれ、IQって何だ」という発言をされていたなんていうことが、実はあつたりしたことがありました。そういったような事はも</p>

		うないと思っていますが、各市町村の教育支援委員会そのものがどれ位高いレベルをもって事に臨めるのかということやをどれだけ担保していけるかということが大事なのではないかなというふうに思いますので、そのあたりを確認していただければというふうに思います。宜しくお願いします。
川住会長		いかがでしょうか。各市町村の支援委員会の構成メンバーについては。
事務局		今御質問があったところですけども、各市町村でどのようなメンバーを揃えているのかということについて調査をかけております。おおよその分け方でいきますと、やはり市町村でも多方面からの御意見をもらいたいという考え方ももっております、一つは医療関係者・お医者さんをメンバーに入れてあります。それから保健福祉関係の担当者の方々を入れている。それから、小学校・中学校の校長先生方、あるいは福祉関係の担当者を入れている。それから特別支援学校の方からの関係者を入れているというような形でメンバーを選定しているという市町村がほとんどでございます。その中身についてどこに軽重をつけるかとか、何人集めてくるかということについてはそれぞれやはり各市町村の規模によって異なっておりますけれども、多方面からの意見を頂くという形でメンバーを選定して審議しているという状況はあるようでございます。以上です。
川住会長		野口先生、よろしいですか。
野口先生		特に、地域によってなかなかこう人を集めるのが難しいとかそういったことは特に現状ではそういった状況はないというふうに考えれば宜しいでしょうか。
事務局		実際に、市・町で単独でなかなか開けないというところもあつたりしますが、その場合には地区でこう集まって開催しているというようなところもございます。例えば、利府・松島・塩釜・七ヶ浜・多賀城のあの辺の地域だと地区でそういった就学支援の委員会を開いている地域もあるようでございます。
川住会長		そのほか、いかがでしょうか。お願い致します。
梅田委員		有り難うございます。今ご説明をうかがってなるほどと思ったところもありますし、田野崎先生や野口先生の話聞いて、ああなるほどと思ったところもありますんで、少し重なっているかも知れませんが、近年、県の就学相談活動の方に上がってくる件数は減っている。ただ、実際に本当に適切に特別支援学校への就学判断がされているかとか、特別支援学級への判断がされているか、あるいは通級の判断がされているかということについては、多分この就学の状況とか特別支援学校へ

		<p>の新就学者数とかを見ると、ひよっとすると怪しい部分があるのかもと思うんですけども、そのあたりの先程からお話しが出ているように、市町村の就学支援委員会の教育支援委員会のレベルアップというか、底上げというのがすごく必要だと思うんですが、例えば県の方で、今まではされていないかと思うのです。今後、10ページの(3)の表を見ますと就学の状況で特別支援学校244名が就学支援委員会の判断としては適当と判断が出ている。しかし、実際に支援学級に行っているお子さんが44名、あるいは特別支援学級も2136名の内、通常の学級が143名で通級を受けているという子が5名で、通級による指導の434名については、教育支援委員会の判断を経ないで校内判断で通級を開始しているとする、このあたりの子供たちの状況が本当にそれぞれの場に合っているかどうかの、例えば、追跡調査であるとか、その後例えば来年になって「やはり特別支援学校がいい」という希望が再度保護者から上がってきたとか「特別支援学級がいい」というような希望に変わったとか、あるいは、「通級というふうになっていたけれどもやっぱり特別支援学級の方がいい」という変わったとかいうようなことも、次年度以降の希望変更も含めて、最終的には本人・保護者の意向が生きるという形になるとしても、それが本当に適切なかどうかというような調査はそれぞれの場の学級担任、あるいは学校長も含めて再度検討していただくといいのかなという気がいたしました。通級による指導については、小さな市・町に関しては教育支援委員会を全て経てというのはなかなか難しいと思うんですけども、校内委員会の判断が本当に適切かどうかということやはり確認していかないと、県全体の通級による指導これからもどんどん増えていくと思いますけども、そのあたりの質の低下とか、専門性の低下ということにも繋がる可能性はあるかなと思いますので、そこも含めて再度、ご検討いただけたらいいかなと思います。野口先生がおっしゃったように教育支援委員会の方にバックアップとして人が入る、例えば県からとか、例えばこの審議委員の先生方がとか入れればいいんでしょうが、それがなかなか難しい状況にあるとすると、その後の例えば追跡調査なりなんなりをすると、「実際にちゃんとやっているんですか」ということになるので、少しそのあたりを丁寧に見ていただく、そこがしっかりしないと表には、表にはって言うちょっと言葉は悪いんですけども、「困ったケースとして相談は上げない」、でも、「ご希望があったってことをそれで良しとしてこう判断をしている状況が本当でないのか」ということ、「それでいいのか」ということの検討はやっぱりすべきだろうと思いますので、そのあたりまたご検討いただければと思います。以上です。</p>
	川住会長	決定して就学した後に、何ヶ月か過ぎた後での追跡調査をしてみたらどうだろうというのはすごく良い御意見ですね。他は、今野委員お願い致します。
	今野委員	福祉の分野の業務をやっている者なので、教育のしくみということにつ

いて精通している訳ではないので、ちょっと的外れなことを言うかも知れませんが、今、中央児童相談所の療育手帳の判定を行う中で今までと違ってきている現象があります。それは、明らかに非該当が増えている。要は、その障害程度・知的障害の中度・重度その判定が出来ない、軽度知的障害以上の子が判定の療育手帳が該当になるかっていうことで申請が上がってきて、結果「非該当」という判定が下される方、お子さんが多くなっています。判定している担当心理司から確認しますと、そのお子さんはですね、知的障害以外の特別支援学級で、情緒障害と思った児童が、いわゆる発達障害の児童が多い。特別支援学校、この審議会のその趣旨としては、小学校や中学校に入る場合のそのお子さんを審議するのがメインだとは思いますが、実際、その中学校のお子さんがそれ以降の高等部とかを目指すために、その支援学校の高等部受験資格を得ようとする場合が多いのではないかと内部検証が今のところ出ています。先程、知的障害者の判定が難しいということで学校教育法施行令第22条の3というのを出されていましたが、その関連で、あの知的障害学級に所属するお子さんは、高等学園の高等部の受験資格が即あるというふうに、所属しているだけで受験出来るというふうに聞いてます。ただ、知的障害以外の特別支援学級に所属しているお子さんは大体中学校2年とか3年生の時に進路のことを考えた時に、親御さんは「じゃあ高等部のその受験資格を得よう」ということで療育手帳の申請をしてきているのではないかと内部では話が出ています。受験資格を見ますと、これ直近のものかどうかはわからないのですが、11項というところで書いてあるんですけど、中学校卒業もしくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みまたは、中等教育学校前期課程を修了もしくは修了見込みの者で、特別支援学校(知的障害を志願する場合は、特別支援学級在籍が条件であると。但し、中学校卒業もしくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みまたは、中等教育学校前期課程を修了もしくは修了見込みの者で、通常の学級または特別支援学級に在籍している場合は、知的障害を証明する書類(療育手帳の写し等)、または、市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が「知的障害がある」と判断したことを証明する書類を添付した市町村教育委員会教育長の証明書いずれかを出願書類に添付することにより、受験を可とするというふうに書いてある訳です。そうすると、そういったその発達障害児が高等部に進もうと思うと、まずは「療育手帳は非該当」だと。親御さんは「じゃあ、私達のような子供を持つ親はどうすればいいの」と、言われる場合があります。ちょっと危惧しているのは、「知的障害者であるということの認定の方法が療育手帳以外にあるのか」ということが分からないなど。要項を見ただけでは分からない。「療育手帳の写し等」というふうになっていますので、療育手帳の写し以外に方法があるのか。「お医者さんの判定・診断書とか、それでいいのか」あるいはそれプラス「市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が証明する書類」ということになると、「じゃ、具体的に何なのか」ということで、見えないがために言うんですが、「療育手帳だけにな

		<p>っていませんか」と。その高等部を受けるための書類がというのが、危惧されるというのが一点です。聞いていて関連で、市町村教育委員会のその就学支援委員会が判断する証明書というのが、受験資格にも書いてあったので、その市町村の就学支援委員会のその力量というのは、その辺の判断出来るようになってきているのかなというふうな危惧が一点あったのが一つです。もう一つは、発達障害児が、高等部に進む場合、どういう方法があるのか。聞くところによると、今色々方法はあるんでしょうけれど、普通高校に進む道ってというのはないのかと。普通高校に行く場合の制度的な整理というのはきちんとされているのかという疑問というか、そういうようなものがあったものですから、よく教育委員会のことはわからないので、ちょっと見当外れのことを言ったかも知れませんが、小学校・中学校に入る児童も大切なんですけども、中学校からその次の段階の進路っていうのも考えると、市町村教育委員会のその辺の力量というのが改めて大事なんじゃないかなと思いました。以上でございます。</p>
川住会長	有り難うございました。二点あります。一点はその高等部の受験、知的障害支援学校の高等部の受験資格に関してその療育手帳以外の何か判断資料がどういふふう考えているのかということ、発達障害のある子どもが通常の高校で学ぶ機会というものに対する取り組みはどうなっているのかということです。まずは、県の意見や見解を示していただけますか。その後で、委員の皆さんにお聞きしたいと思います。	
事務局		<p>受験資格については、今読み上げていただいた通りの中身になっております。決して療育手帳だけが判断材料でないことは勿論のことです。で、総合的に判断してという形の話にしかならないと思うんですけども、やはり危惧されるところが療育手帳を持っているか持っていないか、あるいは医者や診断があるのかないのか、または検査の結果があるかないのか、そこだけのみをもって知的障害と判断していないかというところがやはり課題になってきている部分ではございます。県の方でも市町村の方には「あくまでも総合的に判断をしてください」と、特に「検査結果のみで知的障害を判断しないように」とこつとつと話しているところでございますが、判断としては先程の学校教育法施行令第22条の3の文書の読み取りの部分も含めて難しいところではあるのですが、県としてはやはり「総合的に判断してください」という話でお願いすることになっていくかと思っております。それから高校受験については当然、特別支援学級のお子さんでも受験することは可能ですし、通常の高校に進まれているお子さんもおりますが、受験して高校に進学することは可能ですし、現在、県の方ではモデル校を指定しながら、昨年度より高校の通級の指導も始まっておりますので、そういったことも含めて特別な配慮をする子供たちへの指導・支援のあり方について高校の方でも今検討を進めているという現在進行形の状態ではございます。取り組みを進めている高校もいくつかございます。そういった事例を集めなが</p>

		ら、また、情報提供が出来るのではないかなと思っておりますけれども、今現在取り組み始まったところというふうに申し上げておきたいと思っております。以上です。
川住会長		高校の通級の件については、まだあまりオープンになっていない、そうではなくて、すでにあるということでしょうか。
事務局		オープンになっていないわけではなく、現在モデル校を指定して取り組んでおる状態です。
川住会長		はい、有り難うございました。鈴木先生お願い致します。
鈴木委員		発達障害のある生徒についての受験ということで話がありましたが、城南高校では、受験の際に「配慮申請」を出していただきます。「時間の延長」であるとか、あとは「別室受験」であるとか、そういったものを出していただいた上で、「合格についての決定」にしていくわけです。もし入っていた場合には、そういったお子さんですので「合意的な配慮」についてどういうことを、保護者と本人のニーズに添って「学校が出来る部分ってどういうことなのか」ということを保護者と詰めた上で学習支援をしております。あとは補充として、私は学習支援センターというところに所属しておりますので、放課後の時間にSSTとかをやったり、あとは学習の遅れている部分を若干補足出来るような、補充出来るような取り組みだったりをやっておりますので、発達障害のお子さんが「普通学校に行けないということはありません」ので、十分その辺をふまえた上で、本人の進路の希望をなるべく叶えられてあげられるような学校ということや、通級も始まったということなども、兎相でもし相談等があった場合ですね、回答いただければというふうに思います。ひとつ、どうぞ宜しくお願い致します。
川住委員		はい、有り難うございます。はい、阿部委員。
阿部委員		今、受け入れて下さっている高校側の鈴木先生の方から話がありましたが、私の方は、高校側に出す側です、中学校ですから。私の記憶で、私が担当した記憶では平成13年の時点で、情緒障害、あの頃未だ自閉情緒じゃなかったの、障害の子供が、昼間の定時制ですね、飯野川高校の十三浜校というのがありまして、そこで受け入れていただいて、無事に卒業して一般企業に就職したという例がございます。最近ですと、本校もずっと通級指導をしておりますけれども、個別の支援計画を通級の生徒にしておりますし、自閉症・情緒障害の学級の子供の個別の支援計画、そういったものを丁寧に高校側に引き継いで、「配慮・指導」をお願いしています。入学にあたっては、保護者と本人と何回もその高校に足を運んで教育相談を繰り返して、例えば単位制であれば昼間の雰囲気がいいのか、夜間の雰囲気だったら自分はどういけるの

		かといったところを丁寧に担任と相談をしながら、保護者さん・担任と相談をしながら、進路決定をしていきます。一番大事なのはやはり、中学校で通級指導あるいは特別支援学級で「どういう配慮をしてきたか」というのを高校側にきちっと引き継いでいくことがすごく大事なのかなと思います。今のところ、昨年うちの方では、自閉症・情緒障害をもつ生徒が3名普通高校に入学しましたが、毎日登校しております。中学・高校との連携ってどうか、きちっとした引き継ぎってというのがものすごく大事なのかなと思います。以上です。
川住会長		有り難うございました。副会長、療育手帳のことについて、教えてください。
副会長		特別支援学校に来る子供たちは「療養手帳」等は必ず持っているのですが、児相さんがおっしゃったのは、高等学園に入れるお子さん方ではないかと思います。療育手帳が出ない時に「高等学園を受けたいので」ということで色々な手立てを講じていくのかなと。そうしてそのお子さんが市教委の中で「知的障害があるよ」と判断が下される。これが一般的なんですよ。発達障害をもつが故に学習不振に陥る訳ですよ。ただ、勉強が出来ないってところは知的には遅れてはいないんだけど、それと同じ程度の様相を呈するというようなところがあって、知的障害を疑われると市町村教委の教育支援委員会で判断をされるということはあるケースです、私が知っている限りですが。それなので療育手帳は無いけれど、市町村の教育支援委員会で、但し書きのところには当てはまるかどうかの証明が出て、特別支援の高等学園が受験できるというふうなことになるお子さんもいる。ただ、高校でもそういうお子さんが受け入れられるようになって、実際、受け入れる側からすると「やっぱり自分は、特別支援学校に来るんじゃないな」って思うお子さんって結構な数いるんですね。すると、ドロップアウトするお子さんも結構な数で私はいると思っていますので、そこら辺はもっともっと高校側の間口が、私は個人的には広がっていったほうがいいなって思っています。
川住会長		はい、ありがとうございました。はい、中村先生お願い致します。
中村委員		北部アーチル中村でございます。私共アーチルは、児童相談所の障害児相談の機能と知的障害者更正相談所の機能をもっておりますので、療育手帳の判定は、私共もしております、現場では迷うことばかりでございます。ちょっとした御報告ですが、今、お話しがあったように、先ず知的障害というのは法律で明確に定義がされていないところが本当に難しいなと仕事をしながら思っております。療育手帳の制度そのものが、国が法制化を考える前に多分、全国で福祉サービスを受けられるようにするためにどんどん作られていった、それを厚労省が後で療育手帳を、みんながもう作っているから色々な名前で「愛の手帳」などありますが、「療育手帳」という名前で全国でみんなで作ることにしようと

		<p>いうことで通知を出しただけなのです。それも明確な定義がなされていないところでやっているの、自治体によって様々で、知的障害者更正相談所の所長会とかで集まってでもですね、自治体さんによっては「いやIQ75で切っているよ」とはっきりおっしゃる所長さんもいらっしゃる、「90いくつの子に、この間出した」という自治体もいらっしゃるという、福祉の基準と学校の方の基準が多分全く同じではないというところが、実のところ悩ましいところなのかなと思っております。私が意見を申し上げるものではないんですけども、先程から先生方から出ているようにですね、実際に私共アーチルで、親御さんからの相談で生活の支障がものすごく大きいので、IQが若干高いお子さんに療育手帳を出して、その後、学校でやっぱり浮いてしまったという相談もかつてありました。それから療育手帳に該当しないということで普通高校に行ったけれど、結局なかなか馴染めなくて、その後、何年も引きこもりになっているという成人期の相談を受けているなど、いろいろな事例が沢山寄せられているところで、本当に難しい問題だなと思っております。御報告でした。</p>
川住会長		<p>有り難うございました。それでは、残りの時間が20分位になりましたけれども、もう一つ、「教育支援の手引き」について、先程「仮通知」のことが話に出ましたが、それ以外で少し課題のことについて事務局の方から、説明していただいた方がいいでしょうか。</p>
事務局		<p>今いろいろ御意見を頂いている中で、市町村が、就学先を決める、あるいは相談を進めることにあたってはこの手引き等を使っているという現状なので、どのようなことを記載・掲載したら良いかといったことについて、今すぐ様子を、というのは難しいので、「こういうことが考えられる」といったことがあればと考えています。仮通知の話は「こういうものがあれば、私達は専門委員会をうまく使って調査とかが出来るとはではないか」という御提案でしたし、今、市町村教育委員会へのサポートというところで、なかなか実際に県として、教育支援委員会に直接的な関わりをもつことが出来ないでいますけれども、「こういう場面では入っていいのではないか」というところで、先生方のお知恵をいただければと考えて、御提案させていただいたところです。</p>
川住会長		<p>出来れば改訂したいといったらいいか、改善したいというふうな考えもあるようですが、御意見いただければ。鈴木委員お願いします。</p>
鈴木委員		<p>障害児就学支援票と、「教育支援の手引き」の84ページから87ページにかかる場所なんですけれども、例えば、資料の11ページの、新就学、新就学者、それから転入者の数は、知的障害については新就学が106名いたんですね、今年度。そして、前年度比でという44名の増です。先程の御報告あったんですけども、ここに至る支援会議、市町村の支援会議等で、こういった表が使われていくことが考えられると思う</p>

		<p>んですけども、特に、新就学についてですね、この支援票の記入例を見ますと、諸検査の記録とかあるんですけども、そしてそのずっと下の方にくると「市町村の就学の判断」、ABCDEまで、あるんですけども、先程、あの事務局からの説明で、ここにやっぱり「総合的な判断」、「どのような判断でこの子がやっぱり特別支援学校が適切だ」ということを、判断したその根拠を示すようなところを書く必要があると思いますし、諸検査の記録についてはやっぱり、未就学の場合はですね、諸検査出来ないようなところもありますよね。そうすると、ここに、「判断に至った経緯というのがどうだったのか」というところで、「総合的な判断」というものが出てくるのではないかなというふうに思うんです。先程来就学支援に向かう温度差っていうのを、非常に感じるころではあります。そこに入っているメンバーの方々が、この支援票を見てどういうふうな判断をしていくのか、なかなか難しい部分があると思うんですね。そうすると、その経緯がわかる、判断の経緯がわかるような記入っていうか、そういった形式がわかるというふうに変えていかないと、ちょっと難しいのではないかなと思います。さらに市町村によっては、非常にこう、先行的な対応をしている市町村もあるんですね。例えばスクールソーシャルワーカーがいるなど。そういった方が、新就学の場合、幼稚園とか保育所を訪問して、実態を見る。あとは就学後、どのような指導を受けているかという評価をするような取り組みをしている、先行的な市町村もあるので、そういったことも、県として、情報を得ながらですね、せつかく、5月に「就学支援の手続き」について、そこに関わる方々に説明をするのであれば、そういったことも情報等として入れてほしいと思います。市町村の教育委員会だけでは難しい部分もあると思いますので「子育て支援」とか、あとはその「保健師さんの情報」なんかもうまく取り入れながら進められればいいかなというふうに思います。この支援票についても、書き換えといえますか、そこは必要なのではないかなというふうに思います。</p>
川住会長		<p>教育支援の手引きの84ページから始まります「教育相談票」の、「体裁や内容面についての見直しが必要ではないのだろうか」という御意見です。他に、いかがでしょうか。佐藤委員。</p>
佐藤委員		<p>はい、ではちょっと、別な観点から説明します。私、小学校で校長をしておりますんですけども、就学支援のことについて色々な問い合わせがくるんですね。校長の仲間からですけども。校内で就学指導を進めていく上で、「こういう子なんだけど、どうしたらいいか」といのが、割と多くあるんですね。そういうケースを、この「Q&amp;A」で溜めていって、みんなにも使えるなって思うものを出していくといいのではないかと思います。読み取っていくのは難しいけれど、「Q&amp;A」でもって、簡単に書いてあって、「ここに戻って詳しく見るといいよ」というようなことが書いてあると、先生方は、読み取り易くなるのではないかなと思います。後は「何を見ればいいの？」と、たまに質問される時に、「教育支援の手引きを見ればいいん</p>

	<p>ですよ」っていう話をするんですが、この時は、予算が無くて市町村教育委員会や教育事務所、特別支援学校には配られたんですが、なかったんですね。全小・中学校に今度改訂したら配られるといいなあと、思っております。以上です。</p>
野口委員	<p>今日「教育支援の手続き」といいますか、それに直接関わることではないのかも知れないんですが、中身を見ていて、合意的配慮に関するですね、これ中教審の報告の中にあつた形のをそのまま掲載しているかと思えますけれども、新しい「学習指導要領」の中では、例えば、「障害者別の合理的配慮」という書き方はもはやしていませんよね。それに伴って、前の方にある「合理的配慮の説明」というのも少し加わってくるし、例えば33ページにある、「視覚障害の子供の教育における合理的配慮の観点」とかかっていうのもございしますが、「各教科において具体的に生じる状況に対しての配慮」ということが今、全て解説の中で書かれているかと思えます。ですから、そのあたりを少し書き方を変えたいと思いますか、内容を変えたいことが必要なのではないかというふうに思います。各教科の中で、それぞれ解説の中で様々な具体例が上げられて、「配慮」というのが上げられていて、尚かつそれはその教科に限ってのことではなくて、実際には教科をまたいで使えるような内容というのが書かれているということになっていると思うので、そういったものを参考にした内容になったらいいのではないかというふうに思います。そして小・中・高でもと思いますが、「指導要領」そのものではなくて、解説の方に詳しく書いてあるはずですので、そのあたりあの、改訂していただけるといいんじゃないかなというふうに思ったところでございます。</p>
川住会長	<p>それでは、菅井先生お願い致します。</p>
菅井委員	<p>あの、話を聞きながら、総合的な判断っていうものが中心的なテーマになったことを考えると、やはり今、現行のこういった資料を、ざっと見ただけですけれど、「昔の障害種別」で、しかも22条の3がもっと概ねじゃなかった時代ですね、こうきっちり数値で表されていた時代の「医学モデルに基づくような障害判断」っていうものの影響が引っ張った形で残っているような印象を受けるんですね。ですので、今、特別支援教育に平成19年とかに切り替わって、勿論障害は考えなきゃいけない訳ですけど、「その子どもの特別な教育的ニーズって何なのか」ってことは全面に出てこなきゃいけない。そういうものが、わかるような形に一つ出来るといいのかなっていうのが私の意見と、もう一つは、その通知書を見た時に、私、前々からずっと思ってたことなんですけど、「主たる障害名」ってのがありますよね。これまで私も色々な養育相談に関わって「障害種別をまたいで転校する」というようなケースにも関わったケースがあるんですけど、そういった時も「主たる障害名も切り換えなきゃいけない」ということがあったりしました。しかしこれ、「主たる障害って何かって</p>

	<p>う規定」って、少なくとも私が今まで調べた中でどこにもないですよ。私は自分の専門として、「盲聾教育」をしていますけれども、視覚障害と聴覚障害を合わせての障害っていった時に、じゃ、その「主たる障害何か」といった時に決めようという話は、世界にその話を出したら「とてもナンセンスだ」と一笑されたいと思います。おっしゃる「障害という概念」はちょっと今の時代、ありえないのかなって、個人的には思うので、そのところ検討していただけるといいかなってふうに思いました。</p>
川住会長	他に、いかがでしょうか。はい、小幡委員お願いします。後は、事務局の方にお返ししたいと思います。
小幡委員	<p>先程、判断ですとか、合理的判断という時に市町村教育委員会に対して県の教育委員会がサポートしていく必要があると、ただ「どのように入り込んでいったらいいのか」ということを、おっしゃっていたように思うんですけども、市町村の教育委員会が求めた場合ですとか、市町村の教育委員会が問題意識をもたなければ、特に県の方に助言ですとか指導を求めるといような状況にならないというのが、立て付け自体の問題なのかなというふうに思いました。何らかの市町村の方で「問題意識」というか、「助言を求めた方がいいだろう」と思わなければならない状態だとすると、例えば、保護者ですとか御本人の方から、「県の方にも助言をもらいたい」といようなしくみが作れないのかなということですか、出来る限り市町村の教育委員会の方で、調整をしていく中で、「県に助言・指導を求めますよ」といようなところを告知してもらいような、何らかのものが出来ないかなというふうに感じました。「手引き」の17ページには、「合意形成に至らなかった場合の対応」として、市町村の方が求めれば、依頼に基づいて助言や指導の一貫として、都道府県の教育支援委員会などに第三者的な有識者を加えて活用するという事で、保護者に対しても「一定の理解を得られる可能性もありますよ」といような書き方があるんですけども、何かもう少しそのこう「具体的なこういう面で情報提供をしてください」とか、「県でこういうことが出来るので、県をこのように活用したらどうか」といようなところを、もう少し厚く記載してはどうかと思いました。以上です。</p>
川住会長	あの、保護者が相談に来るような経路での要望ですか。
小幡委員	保護者から要望があれば市町村が県の方に相談などができるという仕組みが必要ではないかということです。
川住会長	はい、有り難うございました。他に、ありませんか。それでは、そろそろ時間にもなりますので、このあたりで今日の審議会は終了したいと思います。有り難うございました。後は、事務局の方にお返し致します。
事務局	はい、沢山の御意見有り難うございました。参考にさせていただいて、

15:30		<p>県の取り組みということでもとめさせていただきたいと思います。それでは、今後の予定ということで、こちらから確認をさせていただきたいと思います。10月17日の第2回目の審議会については、市町村の教育委員会から、「合意形成が図られないケース」について、県の方に助言要請があった場合について、県教委として、この本審議会の内容を御審議いただきたいと考えております。また、今回、いただいた御意見を基に県の取り組みを整理させていただくんですけども、御助言をいただいた「教育支援の手引き」の内容についても更に、参考になる御意見をいただきながら修正等をしていきたいと考えております。第2回の就学支援委員会は、10月17日の(木)午後2時より、ここ第1会議室で開催の予定でございます。有り難うございました。それでは、予定の確認の方は終わらせていただきます。</p> <p>進行 はい、それでは最後に、田野崎副会長から、閉会の御挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>副会長 委員の皆さん、長時間のご審議、有り難うございました。この「手引き」が出来てから5年も経って、インクルーシブ教育が進み、学習指導要領が改正されているということで、「教育支援の手引き」はマッチしていないところがあると、今の委員の話を聞いていて感じたところです。意見を参考にさせていただいて、事務局の方でより良い「手引き」となるよう作っていただければと思います。そのためには、我々ももう1回集まるというのであれば、みんな喜んで来ると思います。その時は御協力ください。以上で終わります。有り難うございました。</p> <p>進行 以上で、第1回就学支援審議会を終わらせていただきます。川住会長はじめ審議委員の皆様、本日はどうも有り難うございました。</p>
-------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------